

「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づく

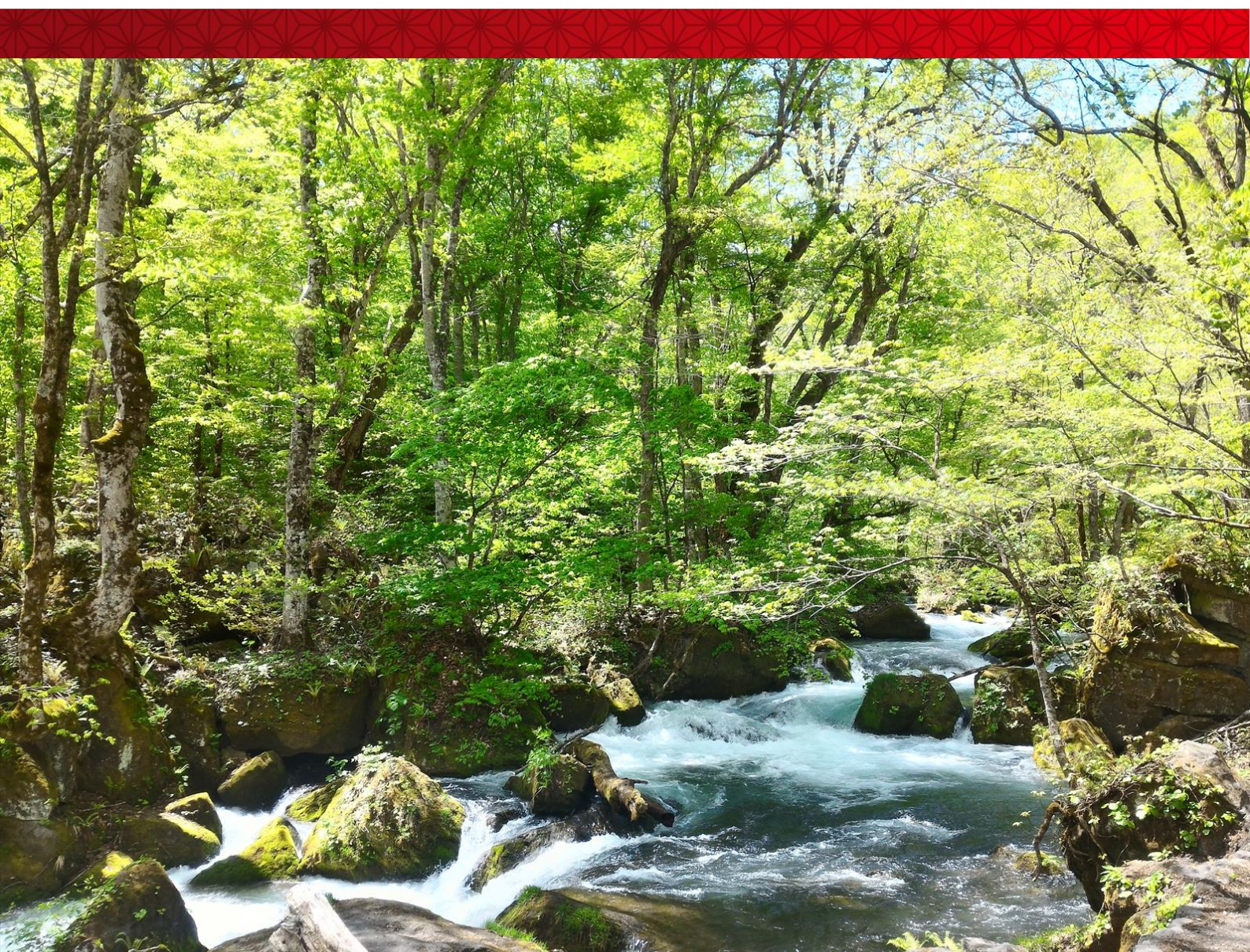
日本国の

第8回国別報告書

及び

第5回隔年報告書

2022年12月



はじめに

1992年に採択された気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC。以下、「気候変動枠組条約」という。）に先立ち、我が国は1990年に地球温暖化防止行動計画を策定し、その対策を進めてきた。その後、1997年には気候変動枠組条約第3回締約国会合（COP3）において京都議定書が採択され、我が国は地球温暖化対策推進本部を内閣に設置し、地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）や京都議定書目標達成計画の下、総合的かつ計画的な対策を講じ、京都議定書第一約束期間（2008～2012年）における排出削減目標を達成した。京都議定書第一約束期間後には、COP16で採択されたカンクン合意に基づき、COP19において2020年度における温室効果ガス排出削減目標を表明し、温室効果ガス排出量の削減努力を継続した。また、我が国は2016年にパリ協定に批准し、2020年3月に2030年度の中期排出削減目標を含む国が決定する貢献（NDC）を国連気候変動枠組条約事務局に提出した。2020年11月には、当時の菅総理が2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言し、2021年10月に、2050年カーボンニュートラル目標と整合的な新たなNDCを決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出した。併せて、2050年カーボンニュートラルに向けた基本的考え方やビジョンを示した、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を策定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出した。

我が国は、パリ協定において設定された、産業革命以降の気温上昇を2℃より十分低い水準に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求するという長期目標の達成に貢献するため、NDCに示した2030年温室効果ガス排出削減目標や2050年カーボンニュートラルの達成に向け、地球温暖化対策推進法の改正や、同法に基づく地球温暖化対策計画の改定を行い、あらゆる主体における温室効果ガス排出削減の取組を加速してきた。また、世界規模での排出削減や気候変動に対する適応力の向上に向け、途上国に対する資金・技術・能力開発面での様々な支援にも取り組んでいる。

気候変動枠組条約の第4条1および第12条1は、締約国に対し、同条約下で各国に課せられた気候変動に関する約束に関する履行状況の確認等のため、定期的に国別報告書（National Communication：NC）を国連気候変動枠組条約事務局に提出することを求めている。本報告書は、我が国が同条約及び関連規定に基づいて提出する8回目の国別報告書（NC8）であり、我が国が実施している、及び今後実施していく予定の気候変動政策や関連する取組を包括的に記載したものである。

本報告書の構成は、NCに関するUNFCCC報告ガイドライン（決定6/CP.25, Annex）で規定された報告項目に準拠している。第1章「温室効果ガスの排出と吸収に関連のある国家の状況」では、温室効果ガス排出・吸収量に影響を与える国内状況に関する情報を報告している。第2章「温室効果ガス排出量とトレンドの情報」では、気候変動枠組条約第4条及び第12条に基づき毎年報告している日本国温室効果ガスインベントリと整合した、我が国における1990～2020年度の温室効果ガス排出量とトレンドの情報を報告している。第3章「政策・措置」では、我が国の温室効果ガス排出削減目標達成に向けた政策・措置に関する情報を報告している。第4章「将来予測」では、我が国の2030年度の温室効果ガス排出・吸収量の予測値とその算定方法等について報告している。第5章「脆弱性の評価、気候変動による影響及び適応措置」では、気候変動により予測される影響と適応に関する政策や取組の概要を報告している。第6章「資金・技術・能力開発支援」では、我が国が途上国の気候変動対策を支援するために提供した資金、技術及び能力開発の支援に関する情報を報告している。第7章「研究及び組織的観測」では、我が国が実施している気候変動に関する研究活動や組織的観測システムに関する情報を報告している。第8章「教育、訓練及び普及啓発」では、我が国で実施されている環境教育や気候変動に関する意識啓発活動、NGO等への支援方策等の情報について報告している。

また、COP16において、先進国は、定量的削減目標の達成のための緩和行動や排出削減の進捗、将来予測、資金・技術・能力開発面での支援の提供等に関する情報を含む「隔年報告書（Biennial Reports：BR）」を提出すべきことが決定された（決定1/CP.16）。COP17では、先進国は「第1回隔年報告書（BR1）」を2014年1月1日までに提出し、かつその後2年おきにBRを提出しなければならないことが決定されるとともに、BRで報告すべき事項を定めた「BR報告ガイドライン」が採択された（決定2/CP.17, Annex I）。COP18およびCOP21では、BRで求められている情報を報告する各国共通の「共通表様式（Common Tabular Format：CTF）」が採択されている（決定19/CP.18, Annexおよび決定9/CP.21, Annex）。上記各規定に基づき、我が国は第5回隔年報告書（BR5）を、本NC8の附属書として提出する。

附属書Iに含めているBR5の構成は、BR報告ガイドラインで規定された報告項目に準拠している。附属書I第1章「温室効果ガス排出量とトレンドの情報」では、気候変動枠組条約第4条及び第12条ならびに決定2/CMP.8に基づき毎年報告している日本国温室効果ガスインベントリと整合した、我が国における1990～2020年度の温室効果ガス排出量とトレンドの概要を報告する。附属書I第2章「定量化された経済全体の排出削減目標」では、我が国の2020年度及び2030年度の温室効果ガス排出削減目標を報告する。附属書I第3章「定量化された経済全体の排出削減目標の達成状況と関連情報」では、我が国の2020年度温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた進捗状況と、目標達成に向けて我が国が実施している緩和行動に関する情報等について報告する。附属書I第4章「将来予測」では、我が国の2030年度の温室効果ガス排出・吸収量の予測値の概要について報告する。附属書I第5章「資金・技術・能力開発支援」では、我が国が途上国の気候変動対策を支援するために提供した資金、技術及び能力開発の支援の概要について報告する。

目次

エグゼクティブサマリー	1
第1章 温室効果ガスの排出と吸収に関連のある国家の状況	11
1.1 概要	12
1.2 政府機関	13
1.3 人口・世帯	15
1.4 国土利用	20
1.5 気候	21
1.6 経済	26
1.7 エネルギー	30
1.8 産業	37
1.9 運輸	38
1.10 住宅・商業用施設	43
1.11 廃棄物	46
1.12 農業	50
1.13 森林	51
第2章 温室効果ガス排出量とトレンドに関する情報	53
2.1 概要	54
2.2 温室効果ガスの排出・吸収量の状況	54
2.3 国家インベントリ取り決めの概要情報	86
2.4 国家レジストリの状況	94
第3章 政策・措置	97
3.1 概要	98
3.2 政策立案プロセス	100
3.3 政策措置とその効果	105
3.4 温室効果ガス排出量の長期トレンドの修正	182
3.5 既に実施していない政策措置	182
3.6 対応措置の社会・経済的影響の評価	183
第4章 将来予測	185
4.1 概要	186
4.2 温室効果ガス排出・吸収量の予測	187
4.3 政策措置の統合効果の評価	202
4.4 将来予測の推計方法	203
4.5 感度分析	210
4.6 NC7・BR4における将来予測との差異	210
4.7 京都議定書の第6、12、17条の下でのメカニズムに関する補足情報	211
第5章 脆弱性の評価、気候変動による影響及び適応措置	213
5.1 概要	214
5.2 はじめに（近年の特筆すべき取組）	215

5.3	気候変動適応策の制度的・法的枠組、実施体制.....	219
5.4	目標、関係者の基本的役割、基本戦略、進捗管理.....	220
5.5	個別分野ごとの主な気候変動影響評価と適応策の基本的考え方.....	222
5.6	地方公共団体及び事業者における適応策の取組.....	236
5.7	分野横断的取組、国際協力.....	238
5.8	適応策の推進に関連するその他の基本的施策.....	240
第6章	資金・技術・能力開発支援.....	241
6.1	概要.....	242
6.2	はじめに.....	243
6.3	非附属書I国への資金・技術・能力開発支援の把握のための国家的アプローチ.....	245
6.4	資金.....	246
6.5	技術開発及び移転.....	254
6.6	能力開発.....	257
第7章	研究及び組織的観測.....	263
7.1	概要.....	264
7.2	研究及び組織的観測に対する総合政策並びに資金確保.....	265
7.3	研究.....	267
7.4	組織的観測.....	269
第8章	教育、訓練及び普及啓発.....	277
8.1	概要.....	278
8.2	教育、訓練及び普及啓発に対する総合的政策.....	279
8.3	学校等における教育.....	279
8.4	意識啓発・市民参加.....	282
8.5	NGO等への支援.....	285
8.6	条約第6条の実施に関するモニタリング、レビュー及び評価.....	286
附属書I	第5回隔年報告書.....	289
第1章	温室効果ガス排出量とトレンドに関する情報.....	291
1.1	概要.....	292
1.2	国家インベントリアレンジメント.....	293
1.3	共通表様式（CTF）.....	295
第2章	定量化された経済全体の排出削減目標.....	303
2.1	2020年排出削減目標.....	304
2.2	2030年排出削減目標（国が決定する貢献（NDC））.....	306
2.3	2050年排出削減目標.....	308
第3章	定量化された経済全体の排出削減目標の達成状況と関連情報.....	309
3.1	緩和行動とその効果.....	310
3.2	定量化された経済規模の排出削減目標に向けた進捗.....	310
第4章	将来予測.....	313
第5章	資金・技術・能力開発支援.....	317

5.1	資金	318
5.2	技術開発・移転	322
5.3	能力開発.....	330
附属書 II	略語表.....	339
附属書 III	参考文献	347

